

加入負担金一覧表(令和元年10月以降)

量水器口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	73,000	103,000	206,000	361,000	721,000	1,236,000	2,060,000	村長が別に定める額
消費税	7,300	10,300	20,600	36,100	72,100	123,600	206,000	
計	80,300	113,300	226,600	397,100	793,100	1,359,600	2,266,000	
工事手数料	3,000	3,000	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	20,000
合計	83,300	116,300	236,600	407,100	803,100	1,379,600	2,286,000	

※量水器の口径変更の場合は、量水器の差額と変更後の量水器の工事手数料が必要となる。

給水装置工事手数料

量水器を取付ける場合 (口径増大・縮小を含む)	量水器口径 13mmから20mmまで		3,000	(各種手数料)	300 円
	量水器口径 13mmから20mmまで		10,000	(指定給水装置工事事業者指定店手数料)	
	量水器口径 50mm以上		20,000		10,000 円
量水器を取付けない場合	改造及び取り出し工事	量水器口径 40mmまで	2,000	(指定給水装置工事事業者証再発行手数料)	
		量水器口径 50mm以上	5,000		2,500 円
	その他工事	単独撤去工事及び上記に該当しない軽易な工事	1,000		※手数料は非課税